

## 令和6年度徳島県教育委員会教育職員免許法認定講習実施要項

- 1 目的 教育職員免許法に定める免許法認定講習を開設し、特別支援学校教諭の普通免許状を取得させ、もって教育職員の資質の向上を図ることを目的とする。

2 名称 令和6年度徳島県教育委員会教育職員免許法認定講習

3 指導を受けようとする大学の名称 鳴門教育大学

4 開設科目等

特支 一・二種 免 (病弱者)	特支 領域に関する 科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	病弱児教育総論	1	京都女子大学 教授 滝川 国芳  和歌山大学 名誉教授 武田 鉄郎	85	8月7日、9日 9:20-16:45	試験又は レポート (8月21 締切)	徳島県立総合教育センター（大研修室）  ※講師のみ オンライン
			病弱者 ----- 知的障害者 肢体不自由者						
特支 一・二種免 (視覚障害者)	特支 領域に関する 科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	視覚障がい児 教育総論	1	広島大学 教授 氏間 和仁	85	8月19日、 20日 9:20-16:45	試験又は レポート (9月7日 締切)	北島町役場 (大ホール)
			視覚障害者 -----						
特支 一・二種免 (聴覚障害者)	特支 領域に関する 科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	聴覚障がい児 教育総論	1	大阪教育大学 教授 井坂 行男	85	8月22日、 23日 9:20-16:45	試験又は レポート (8月30 日締切)	徳島県庁 講堂
			聴覚障害者 -----						

※上記免許状の取得方法については、徳島県立総合教育センターのホームページ (<https://www.tokushima-ec.ed.jp/>) に掲載。

※科目によって事前課題を実施する場合がある。

※科目によって授業日が連続していなかったり、第1日と第2日が別会場であったりする場合がある。

※職務により受講する者については、これらの開設科目のほかに国立特別支援教育総合研究所が開設する免許法認定通信教育の受講が必要となる場合がある。

## 5 日 程

	9:00	9:10	9:20	10:50	11:00	12:30	13:30	15:00	15:15	16:45
第1日	受付	オリエンテーション	講義①②	休憩	講義③④	昼食	講義⑤⑥	休憩	講義⑦⑧	
第2日	受付	講義⑨⑩	休憩	講義⑪⑫	昼食	講義⑬⑭	休憩	講義⑮⑯		

備考 

- ・ 第1日 午前9時10分よりオリエンテーションを行う。その時間までに着席しておくこと。
- ・ 講義期間（2日間16単位時間）、講習期間（レポート提出まで）。
- ・ 特別な事情により、講義日程、会場を変更することがある。

## 6 受講対象者

### (1) 職務により受講する者（以下、職務受講者とする）

R6.4.1 に県立特別支援学校に在籍する、主幹教諭、指導教諭及び教諭のうち、「当該教員が担当している学級の主となる障害種に対応した特別支援教育領域の特別支援学校教諭免許状を保有していない者」とする。

ただし、以下の者を除く。

<職務受講対象者から外れる者> (R6.4.1～R7.3.31 の間において、県立特別支援学校で勤務しない者)

- ・充て指導主事
- ・鳴門教育大学への派遣教員（大学院、長期研修）
- ・産前・産後及び育児休業者
- ・休職者及びその他の休業者（病気療養、海外派遣・同行、大学院就学、その他）

### (2) 推薦により受講する者（以下、推薦受講者とする）

市町村立小学校・中学校の特別支援学級を担任又は通級による指導を担当している教諭のうち、「当該教員が

担当している学級の主となる障害種に対応した特別支援教育領域の特別支援学校教諭免許状を保有していない者」で、市町村教育委員会から推薦を受けた者とする。

(3) 希望により受講する者（以下、希望受講者とする）

特別支援学校教諭1種・2種免許状取得を希望する者で、徳島県内の国公立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校の教頭・主幹教諭・指導教諭・教諭・養護教諭・栄養教諭とする。ただし、養護教諭・栄養教諭については、幼稚園・小学校・中学校・高等学校いずれかの普通免許を所有している者とする。

※ 受講予定者数が定員を超えた場合、次の優先順位に沿って受講者を決定する。

優先順位 ①職務受講者

②推薦受講者

③幼稚園・小学校・中学校及び高等学校の教員のうち、特別支援学級を担任又は通級による指導を担当している者

④特別支援学校の教員

⑤幼稚園・小学校・中学校・高等学校及びの中等教育学校教員のうち、特別支援学級を担任又は通級による指導を担当していない者

## 7 受講の方法

(1) 職務受講者の受講要領は「別添1」のとおりとする。

(2) 推薦受講者の受講要領は「別添2」のとおりとする。

(3) 希望受講者の受講要領は「別添3」のとおりとする。

## 8 その他

(1) 受講料は徴収しない。ただし、教材等の実費がある場合は、受講者の負担とする。

(2) 受講にあたり、希望受講者は服務を職務専念義務免除（職専免）とするので、その手続きを校長にすること。

(3) 受講決定通知は送付しない。受講申込者数が定員を超え、受講できない場合のみ、受講が認められなかった者に通知する。

(4) 不合格者へは、「不合格通知」を送付する。

(5) 研修会場が、徳島県庁の開設科目については、公共交通機関を利用すること。

(6) 講習期間中の気象警報等の対応は次のとおりとする。

・講習の第1日午前7時の時点では会場地域に特別警報、暴風警報が出ている場合、講習は延期とする。

※状況により、第1日または第2日のみ実施する場合もある。

・講習期間中に台風接近が予想される場合、講習日（第1日または第2日）の前日のうちに、延期と判断することがある。

※講習実施の有無や延期等に関する詳細な情報は、講習日の前日午後4時以降に徳島県立総合教育センターホームページで提供するので確認すること。<https://www.tokushima-ec.ed.jp/>

(7) この講習等に対する問い合わせは、次のところにすること。

講習に関すること・・・徳島県立総合教育センター特別支援・相談課

電話 088-602-7205 フaxシリ 088-672-5229

免許状申請に関すること・・徳島県教育委員会 教職員課 免許担当

電話 088-621-3128 フaxシリ 088-621-2881

## 別添1 職務受講者の受講について

### 1 職務としての受講の範囲

職務受講者は、原則として当該年度内に担当している学級の主となる障害種に対応した特別支援教育領域の特別支援学校教諭免許状の取得に必要な開設科目を全て受講する。

### 2 該当者への通知及び受講開設科目の決定

職務受講の該当者については、県教育委員会特別支援教育課が学校長に対して該当者の氏名、取得が必要な免許状、受講すべき開設科目等を通知する。各学校は、該当者が受講する開設科目をとりまとめて特別支援教育課に連絡する。該当者は個別に申し込みを行う必要はない。ただし、該当者が必要な単位以外の開設科目を希望により受講しようとする場合については、「別添3 希望受講者の受講について」によるものとする。

### 3 欠席届

受講決定後、やむを得ない事情で受講を取消す場合または、講習期間中、やむを得ない事情で欠席をする場合は、速やかに徳島県立総合教育センター特別支援・相談課の認定講習担当まで連絡し、学校長を通じて別紙2「欠席届」を提出すること。

〈欠席を認める場合〉

- ・基本研修の受講（フレッシュ研修Ⅰ（初任者研修）、フレッシュ研修Ⅱ（授業力向上研修）、ジャンプアップ研修（教職5年次研修）、ミドルリーダー研修（中堅教諭等資質向上研修））
- ・主幹教諭研修、指導教諭研修、教諭等8年目研修、人権教育主事研修会、公立高等学校及び特別支援学校生徒指導主事研修会の受講
- ・産前・産後及び育児休業者
- ・休職者及びその他の休業者（病気療養、海外派遣・同行、大学院就学、その他）
- ・介護休暇、病気休暇、子の看護休暇、忌引
- ・長期研修（特別支援教育総合研究所の短期研修、教員研修センターでの研修）
- ・徳島県立総合教育センターへの派遣にかかる業務
- ・放送大学、他県等の認定講習で必要単位を取得しようとする場合（費用は個人負担）
- ・その他（県教育委員会が欠席理由として適当と判断した場合）

### 4 成績の審査

当該単位の課題として定められた授業時数のそれぞれ5分の4以上の出席者に対して、試験又はレポートにより審査する。採点は、A・B・C・Dとし、Dは不合格とする。職務受講者で不合格となった者は、原則として次年度に再受講しなければならない。

### 5 単位修得証明書・不合格通知の送付

合格者……単位修得証明書を、県教育委員会特別支援教育課が各学校長宛に送付する。

不合格者…不合格通知を、県教育委員会特別支援教育課が各学校長宛に送付する。

成績に関する問い合わせ

徳島県立総合教育センター特別支援・相談課 （電話 088-602-7205）

## 別添2 推薦受講者の受講について

### 1 推薦としての受講の範囲

推薦受講者は、原則として概ね2年以内に、担当している学級の主となる障害種に対応した特別支援教育領域の特別支援学校教諭免許状の取得に必要な開設科目を受講する。

### 2 該当者への通知及び受講開設科目の決定

推薦受講の該当者については、県教育委員会特別支援教育課が、市町村教育委員会を通じて学校長に対して該当者の氏名、取得が必要な免許状、受講すべき開設科目等を通知する。該当者は個別に申し込みを行う必要はない。ただし、該当者が必要な単位以外の開設科目を希望により受講しようとする場合については、「別添3 希望受講者の受講について」によるものとする。

### 3 欠席届

受講決定後、やむを得ない事情で受講を取消す場合または、講習期間中、やむを得ない事情で欠席をする場合は、速やかに徳島県立総合教育センター特別支援・相談課の認定講習担当まで連絡し、学校長を通じて別紙2「欠席届」を提出すること。

＜欠席を認める場合＞

- ・基本研修の受講（フレッシュ研修Ⅰ（初任者研修）、フレッシュ研修Ⅱ（授業力向上研修）、ジャンプアップ研修（教職5年次研修）、ミドルリーダー研修（中堅教諭等資質向上研修））
- ・主幹教諭研修、指導教諭研修、教諭等8年目研修、人権教育主事研修会、公立高等学校及び特別支援学校生徒指導主事研修会の受講
- ・産前・産後及び育児休業者
- ・休職者及びその他の休業者（病気療養、海外派遣・同行、大学院就学、その他）
- ・介護休暇、病気休暇、子の看護休暇、忌引
- ・長期研修（特別支援教育総合研究所の短期研修、教員研修センターでの研修）
- ・徳島県立総合教育センターへの派遣にかかる業務
- ・放送大学、他県等の認定講習で必要単位を取得しようとする場合（費用は個人負担）
- ・その他（県教育委員会が欠席理由として適当と判断した場合）

### 4 成績の審査

当該単位の課題として定められた授業時数のそれぞれ5分の4以上の出席者に対して、試験又はレポートにより審査する。採点は、A・B・C・Dとし、Dは不合格とする。推薦受講者で不合格となった者は、原則として次年度に再受講しなければならない。

### 5 単位修得証明書・不合格通知の送付

合格者……単位修得証明書を、県教育委員会特別支援教育課が各学校長宛に送付する。

不合格者…不合格通知を、県教育委員会特別支援教育課が各学校長宛に送付する。

成績に関する問い合わせ

徳島県立総合教育センター特別支援・相談課 （電話 088-602-7205）

## 6 留意事項

- ・推薦を受けた者は、次年度に特別支援学級の担任又は通級による指導の担当を外れても、継続して受講する。
- ・推薦受講者については、できる限り認定講習の受講を優先する。
- ・推薦受講者の勤務形態については、出張扱いとする。
- ・推薦受講者のうち、夏期休業中に徳島県立総合教育センターが主催する職務研修（「特別支援学級新担任者研修会」、「特別支援学級担任者研修会（肢体不自由学級、病弱・身体虚弱学級、弱視学級、難聴学級、言語学級）」「特別支援学級担任者研修会（知的障がい学級、自閉症・情緒障がい学級（2年目）」の受講対象者は、認定講習の受講をもって、職務研修を受講したこととする。

### 別添3 希望受講者の受講について

#### 1 申込み方法

受講を希望する者は、別紙1「受講申込書」を記入し、学校長へ提出する。学校長は、提出された「受講申込書」をまとめて紙媒体で申し込むこと。

併せて、学校長は別添Excelファイル「受講申込者一覧」に必要事項を入力し、メールでも申し込む。メールの件名は「認定講習・学校名」、添付するExcelファイル名は「認定講習受講申込者一覧【学校名】」とすること。

適正な申込みの者について受付をする。受講できない場合のみ、学校を通じて連絡する。

- 備考
- 申込書は、受講開設科目ごとに作成すること。 (2科目申し込む場合は2枚となる)
  - 校長印のないものは受け付けない。
  - 郵送の場合は、封筒表面に「認定講習申込書在中」と朱書すること。
  - 申込み先

〒 779-0108

徳島県板野郡板野町犬伏字東谷 1-7

徳島県立総合教育センター 特別支援・相談課

E-mail tokubetsushien@mt.tokushima-ed.jp

- 申込み期限 令和6年6月21日（金）必着 （郵送の場合は6月21日消印有効）

#### 2 欠席届

受講決定後、やむを得ない事情で受講を取消す場合または、講習期間中、やむを得ない事情で欠席をする場合は、速やかに徳島県立総合教育センター特別支援・相談課の認定講習担当まで連絡し、学校長を通じて別紙2「欠席届」を提出すること。

#### 3 成績の審査

当該単位の課題として定められた授業時数のそれぞれ5分の4以上の出席者に対して、試験又はレポートにより審査する。採点は、A・B・C・Dとし、Dは不合格とする。

#### 4 単位修得証明書・不合格通知の送付

合格者……単位修得証明書を、県教育委員会特別支援教育課が各学校長宛に送付する。

不合格者…不合格通知を、県教育委員会特別支援教育課が各学校長宛に送付する。

成績に関する問い合わせ

徳島県立総合教育センター特別支援・相談課 (電話 088-602-7205)